

韓国「電子裁判」視察報告書

(視察期間 2011年3月9日～3月11日)

2011年3月31日

日弁連コンピュータ委員会

目次

- 第1 韓国電子裁判制度の概要
- 第2 韓国大法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に相当）
- 第3 韓国特許法院（日本の知的財産高等裁判所に相当）
- 第4 韓国知的財産庁（日本の特許庁に相当）
- 第5 ソウル弁護士協会（日本の単位弁護士会に相当）
- 第6 金・張法律事務所（韓国最大法律事務所）
- 第7 韓国電子裁判視察を終えて
- 付録1 韓国電子裁判手続法施行関連大法院規則（案）
- 付録2 韓国電子裁判手続法の概要（仮訳）

視察日・訪問先及び参加者

1 視察日・訪問先

2011年

3月9日	午後	韓国大法院行政処	(ソウル市)
3月10日	午前	韓国特許法院	(テジョン市)
	午後	韓国知的財産庁	(テジョン市)
3月11日	午前	ソウル弁護士協会	(ソウル市)
	午後	金・張法律事務所	(ソウル市)

2 参加者

コンピュータ委員会から以下の委員が参加した。

藤原	宏高	委員	(第二東京弁護士会)
深井	俊至	副委員長	(東京弁護士会)
樋口	一夫	委員	(第一東京弁護士会)
崔	信義	委員	(仙台弁護士会)
日野	修男	委員長	(第一東京弁護士会)

第1 韓国電子裁判制度の概要

(藤原宏高)

(韓国では「電子訴訟」と呼ばれているが、訴訟のみならず、破産事件、家事事件など、訴訟以外の全ての裁判手続に電子手続が適用されるため、本報告書では「電子裁判」あるいは「電子手続」と表記することがあるが同義である) (日野)

1 韓国特許法院における電子裁判の実施

2010年2月26日、韓国では、民事訴訟手続等の電子化を規定する「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」(以下「韓国電子裁判手続法」という)が制定された。

2010年4月26日、知的財産庁の審決に対する取消訴訟(以下「特許訴訟」という)を審理する特許法院(日本の知財高裁に相当する)において、電子的に受け付けた事件から、電子裁判制度が実施された。韓国における「特許訴訟」は日本と異なり、特許、商標、意匠等に関する知的財産庁の審決の取消を求める審決取消訴訟だけを意味する。特許侵害訴訟は一般の裁判所の管轄であるため含まれない。

当初、特許訴訟が電子裁判の対象とされたのは、知的財産庁においては、電子出願や審判手続において電子手続が既に実施されており、審判記録も電子化されていたこと、事件関係者が既に電子手続に習熟していたことなどの背景がある。韓国の電子裁判手続は、すでに電子裁判手続が導入されているシンガポールやアメリカの制度を参考にしたものの、韓国独自のシステムを採用しており、訴訟記録は証拠も含めてすべてが電子的に管理される。紙の訴訟記録は作られていないという意味において、完全な電子訴訟制度となっている。(その背景には、コピー技術の発達により印鑑証明のセキュリティがもはや低くなったという事情から、印鑑登録・印鑑証明制度を廃止し、電子認証への移行が道程に上がっている。)

韓国電子裁判手続法は、国・地方公共団体が被告に場合は、電子手続を採用することを義務づけており、審決取消訴訟において被告となる知的財産庁は、常に電子裁判手続で対応することになる。また、当事者の一方が電子手続を希望すると訴訟手続は電子裁判手続に移行することを定めている。電子裁判制度の実施経過後1年で、特許訴訟においてはその約90%が電子裁判手続で処理されるに至っている。

2 電子裁判手続の目的

韓国電子裁判手続法に基づく電子裁判化の目的は、(1)訴訟記録の電子化による裁判所の事務処理の効率化とともに、(2)裁判手続の電子化による司法サービスの利便性の向上にも大きな主眼が置かれている。具体的には、裁判官、弁護士および当事者のいずれも、いつでも訴訟記録を見ることができし、裁判所に行かなくてもオンラインで訴状提出や手数料の支払いが可能になるなど、弁護士や当事者の利便性が高まる。電子手続を望まない当事者は、電子手続に移行した後も、書類の提出・受領は従前どおり紙で行うことが認められて

いる。この点、電子手続が強制され、電子手続の費用を国民が負担することとなるシンガポールの電子裁判制度とは異なる。

3 電子裁判手続の概要（特許法院）

原告が電子手続を利用する場合、特許法院の専用ポータルサイトにアクセスして利用者登録をする。韓国では本人確認のために広く普及している公認認証書（PKI に基づく電子認証証明書）が利用される。その上でサイトの表示に従って、訴状の当事者名、代理人名、請求の趣旨、請求原因を記入し、証拠、訴訟委任状などは PDF ファイルして送信することによって、訴状の提出をする。訴状提出の際にも公認認証書（電子認証）が必要である。

被告は紙の答弁書のまま訴訟手続を行うことは可能であるが、裁判所の書記官は被告から受領した紙の書類をスキャナーによって PDF ファイル化して特許法院に送信し、すべての訴訟記録は電子化される。書記官自身も電子化文書を送信する際、自分の公認認証書（電子認証）を利用しなければならない。かかる電子裁判手続においては、電子化された訴訟記録が管理保管される。紙は法律が定めた保存期間（5年）は保管される。

4 電子裁判手続における審理（特許法院）

電子裁判手続においては、裁判所に提出された原告・被告提出書類、裁判所作成書類がそれぞれ分類された状態で、法廷に設置された大きなスクリーンに写しだされる。裁判官も代理人も法廷にいる傍聴人もそのスクリーンに表示された訴訟記録を見ることができる。また、原告および被告の代理人も、かかる裁判所のポータルサイトにアクセスすることにより、裁判時および裁判外においても、すべての訴訟記録を見たり、ダウンロードしたりすることができ、裁判所が保有する裁判記録を共有することができる。

5 通常裁判所における民事裁判の電子裁判への移行

2011年5月2日から、通常の民事裁判手続においても、電子裁判制度が導入される。家事訴訟、行政訴訟、破産手続は2012年から、保全、忌避、訴訟救助手続は2013年から電子裁判化される。刑事手続については、弁護士会から、裁判所と検察官の情報の分離をすべきであるとの意見が出て、裁判手続の電子化は計画されていない。

特許訴訟の電子化は特許法院の全部で実施されたが、今後実施される一般民事訴訟における電子裁判手続では、すべての裁判所で電子裁判手続のみを扱う部を設定し、その部において実施される。電子訴訟の比率が多くなれば、すべての部で電子手続を扱うことになる可能性はある、とのことである。

6 弁護士の立場から見た電子裁判手続

相手方当事者から裁判所に書類が電子手続にて提出された場合、あるいは、裁判所から弁護士や当事者に何らかの通知が行われた場合のために、電子裁判手続に参加した弁護士や当

事者には、裁判所から電子的に連絡する方法が確保されている。電子裁判手続を行う際に、ポータルサイトにおいて固定電話、携帯電話番号、あるいは、電子メールのアドレスなどを指定して、希望する連絡方法を選択できるようになっている。相手方あるいは裁判所から電子手続で書類を受領した場合には、携帯電話、SMS メール、電子メールなどにてそれを知ることができる。かかる通知を受けた弁護士や当事者は、ポータルサイトにアクセスして、書類や通知等を電子的に受領することになる。

電子裁判手続の選択は、事件毎に電子手続で行うか否かを選択できる。

韓国の電子裁判手続では、従前のように紙のまま提出しても裁判所が電子化してくれるなど、利用する弁護士や当事者の立場からも裁判が電子化しても不利益を被らないように配慮されている。電子裁判制度の導入により不利益になると思われた唯一の点としては、自分宛の書類が電子手続で提出された際、予め連絡した受領方法（固定電話、携帯電話、電子メールなど）により連絡を受けたにもかかわらず、相手方からの書類や裁判所からの通知を受領しない場合は、1週間経過した後には受領したと見なされる点である。

電子裁判手続の導入について、裁判所から弁護士会には意見照会はされておらず、コンピュータに強い弁護士に個別の打診が行われたに過ぎない。

我々が韓国視察をした2週間前に、日本の最高裁判所事務総局の裁判官が韓国の電子裁判制度を調査に来たことを伺った。日本の最高裁判所も電子裁判制度の導入が早急に検討されることになる可能性がある。日弁連においても、早急に体制を整えて電子裁判手続の導入に向けた準備を開始する必要がある。

裁判官席から見た電子法廷



第2 韓国大法院行政処

(藤原宏高)

訪問日時 2011 年 3 月 9 日午後 2 時

場所 Seocho-ro 219, Seocho-gu, Seoul, 137-750, Korea

ウェブサイト <http://eng.scourt.go.kr/eng/main/Main.work>

説明者

事務統括官リー氏 (chief of secretariat Lee Minkul) 他

電子裁判担当部長判事 リー氏 (Director of Civil Affairs / Judge Jaekeun Lee)

ウォン氏 (Judge / Director Judicial IT Bureau Hoshin Won)

1 韓国大法院事務統括官からの説明

説明者：韓国大法院 事務統括官リー氏 (chief of secretariat Lee Minkul) 他

我が国の最高裁判所の事務総局に相当する韓国大法院行政処にて、事務統括官リー氏より、韓国の電子裁判制度の概要について説明を受けた。

韓国においては特許訴訟についての電子訴訟はすでに始まり、民事の電子訴訟も今年から始まる。韓国は日本と法律文化は似ているが、早さは早い。電子訴訟も日本より早く始まった。民事は今年の 5 月から、来年度には全般的に電子訴訟が始まる。すでに電子訴訟は法律になっている。去年の初め頃、電子訴訟を始めるための法律が制定された。登記も数年前から電算化されている。効果や成果もかなりある。電子訴訟についてはこれが基礎となっている。

質問 来年から始まる電子裁判は、刑事や家事も含むのか。

回答 来年 5 月から一般民事が始まるが、家事、行政、破産は 2012 年から、保全事件、忌避事件及び訴訟の救助も 2013 年から始まる。執行手続の電子化はすでに 3 年前から始まっていた。しかし、刑事は電子化の計画がない。検察庁と裁判所の連携は一部、略式など、電子化する。しかし、刑事事件をすべてオープンにはできない。情報流出になるからである。通知や通報程度の電子化はやっている。

質問 すでに電子化されている特許訴訟の範囲とは。

回答 特許侵害訴訟は一般民事部でやっている。議論はあるが、特許侵害の訴訟は、特許法院ではやっていない。特許法院は審判取消事件のみである。韓国では、審決取消訴訟のみを特許訴訟と呼んでいる。審決取消訴訟は弁理士と弁護士の双方ができる。

特許訴訟には、実用新案、意匠、商標も含む。裁判手続の電子化について、特許訴訟を先に進めたのは、電子出願がすでに導入されていたからである。また特許訴訟は弁護士代理人選任の比率が高い。被告は知的財産庁で、裁判手続の電子化に対応しやすい。知的財産庁から

の電子化の要望もあった。知的財産庁は文書が全部電子化されている。特許の無効審判も、特許訴訟に含まれる（この場合、被告は知的財産庁ではない）。ほとんどの場合被告は知的財産庁である。紙の訴状でも、スキャンしてすべて電子で進行している。民事は事件数が多いので、紙の提出の場合は、紙のまま進行する。

質問 判決の公開とは、誰でも判決を見れるという意味で理解しているか。

回答 判決文を公開をどうするかは、議論がある。英米系では、実名で公開するのがほとんど。しかし、韓国は判決を実名で流すことはない。弁護士会や研究者間においても実名を消してみているが、全面公開の要求も強い。

質問 公開の方法は、ホームページか。

回答 そうではない。

質問 裁判の電子化と公開の進化は連動するか。

回答 公開と電子裁判とは別問題。名前を消して一部公開はしている。公開は議論の最中である。一部公開でも誰でも見られる訳ではない。学者など一部に限られる。特許訴訟では紙訴訟はない。職員の負担は減った。スキャンした原本は保存はしている。問題があったときに対比するため。裁判が確定したら廃棄処分する。紙で提出されたものは裁判所でスキャンすることとなり、この点職員の負担は増えるが、将来、電子化が進行すると負担は減る。

質問 他国の電子訴訟を参考にしたか。

回答 シンガポール、アメリカなどを参考にした。特にどこの国のものをモデルにしたということはない。

質問 将来、紙での裁判はなくなるのか。

回答 一定期間やってみて、電子訴訟の比率が多くなれば、全て電子訴訟にする可能性はある。

質問 電子化のメリットは何か。

回答 当事者の立場では、裁判所に行かなくてもオンラインで訴状提出や支払いも可能になり、利便性が高まる。裁判所にとっては、紙を作ったり送達したりする手間がなくなる。業務の効率性が高くなる。法廷でも画面でやるので、立体感などがでてわかりやすい。

2 電子裁判担当部長判事からの説明

説明者 電子裁判担当部長判事 リー氏 (Director of Civil Affairs / Judge Jaekeun Lee)

ウォン氏 (Judge / Director Judicial IT Bureau Hoshin Won)

韓国の電子訴訟システムを準備した韓国大法院行政処（ソウル所在）の電子裁判担当部長

判事から、詳しい説明を聞いた。

5月2日以降、提出される事件から電子裁判が始まる。原告がポータルサイトに訴状を記載して提出するか、被告が電子的な方法で答弁書を提出した場合に電子裁判となる。また、被告が国家や公共団体の場合はすべて電子裁判となり、原告と被告の双方が紙の場合のみ、紙のままの訴訟となる。

裁判所の業務負担をなくすため、各裁判所に専門の部を作った。電子訴訟のみを扱う裁判部である。裁判の途中でも、一方が電子手続で提出した場合は、電子裁判部に移行させる。

他国の電子訴訟はイーファイリング（電子手続で書類の管理）に重点がある。しかし、韓国は90年代から裁判書類の管理は既に電子化していた。電子訴訟は、裁判書類の電子的な管理と電子的な訴訟手続とを結合させたものであり、将来的にはイーコート（電子法廷）まで考えている。これまでに、送達段階、期日段階のすべてを電子的に管理してきた。当事者に送達にできたかどうか、電子的に管理してきた。

電子裁判では、最初に使用者登録が必要であるが、弁護士が登録すれば、依頼者の登録は不要である。使用者登録の費用は不要で、登録はポータルサイトで行う。使用者登録すると、固有のID、パスワードをもらえるが、公認認証書による電子認証も必要である。公認認証書を持っていないと、電子訴訟はできない。

訴状の提出時にも公認認証書による電子認証を添付する。電子文書の提出は、ポータルサイトにおいてPDF化した文書を送信する。

今年の2月末頃、最高裁判所の野口宣大判事（のぶひろ）（最高裁判所情報政策課参事官）と、技術関係者の岡部氏も訪問され、韓国の電子裁判手続の説明をした。

なりすまし（ID theft）の防止は「公認認証書」の電子認証による。公認認証書（注：PKIに基づく電子証明書である）がないと電子裁判手続ができない。公認認証書にも暗証番号があり、公認認証書が利用者のシステムの中にインストールされている必要がある。韓国電子裁判手続法制定の際、国会で議論され、IDとPASSWORDだけの認証で足りるかどうか議論されたが、なりすまし防止のために公認認証書による電子認証を要求することとなった。公認認証書は、5つの発給機関から発行されるが、全て政府の管理下にある。これらはPKI（公開鍵方式）による電子認証であり128ビットの暗号が用いられる。公認認証書は金融機関でも発行してもらえる。本人確認後、公認認証書の申請代行をしてもらう。その後、家に戻って、銀行のサイトに入って、仮IDと仮パスワードをもらう。最終的には、5つの発給機関にアクセスして、固有の公認認証書が自分のコンピュータのハードディスクに入る。この認証はNPKI（National Public Key Infrastructure）と称している。公認認証書はハードディスクかUSBに入れて持ち歩く。固有のIDと暗証番号がある。ハードディスクが壊れたときは、公認認証書は再発行される。韓国の国民は皆、公認認証書を持っている。金融取引に必要であり無料である。

質問 本人が死んだ場合どうなるか。外国人は公認認証書を得て電子裁判を利用できるか。

回答 有効期間は 1 年なので、問題はない。外国人も公認認証書はもらえる（パスポートがあれば可能）。また、韓国に外国人登録があれば可能である。

質問 弁護士会への対応や弁護士への説明はどのようなものか。

回答 弁護士会に対しては、昨年から十分な説明を行っている。シンガポールと違って、電子裁判は義務的ではない。訴状の記載事項はポータルサイト上で直接入力するか、ワードで提出し、ポータルサイト上で自動的に PDF に変換する。特許訴訟ではすべて PDF の利用であったが、民事裁判では PDF だけでなく、ワードファイルでの提出も認めることにした。特許訴訟の場合、電子訴訟は弁護士にとっても便利で、コストも安くなる。弁護士の公認認証書が必要であるが、弁護士は公認認証書を事務員に使わせたりする。そこで、電子訴訟専用の公認認証書を、郵便局が発行することとした。公認認証書は個人、法人、弁護士の分類がある。

質問 原告が電子申請した場合、被告が紙で答弁したケースでも、電子裁判になるか。

回答 被告は紙のまま続ける。裁判所が全部スキャンして電子裁判になる。弁護士は、事件毎に紙でやるか電子でやるかは選択できる。しかし、一度電子手続で始めると、紙には戻らない。

質問 電子裁判手続を利用中にパソコンが壊れたときはどうなるか。

回答 本人のシステムが壊れたことを証明した場合は、紙でも受け付ける。

質問 電子裁判における文書の送達時期はいつか、文書を見ないときはどうなるか。

回答 文書を見たときはそのときである。見ないときは裁判所からの通知発信後 7 日経過した時点である。電子裁判手続を利用する場合は、常時、裁判所からのメールなどを注意する必要がある。

質問 裁判官は、画面で記録を見るのか、それともプリントしているのか。

回答 なるべく印刷しないように勧めているが、一部は紙に印刷して見ている。

質問 電子訴訟を実行するために国家予算は莫大ではないか。法廷の装備も高い。国は何をしようとしたのか。

回答 第 1 は、司法サービスの便利性の向上。国民の司法アクセスの向上が第 1 である。すなわち、国民に身近なインターネットを使って裁判ができるようにした。

第 2 は、裁判所の業務の効率性。裁判所の事務の効率化だけでなく、裁判官の業務量を減らす。法廷での立体、色の認識が可能。映像や写真も電子で提出できる。

第3 韓国特許法院

(深井俊至)

訪問日時 2011 年 3 月 10 日午前 10 時 10 分から 12 時まで

場所 69 Dunsan Jung-ro, Seo-gu, Daejeon, 302-784, Korea

ウェブサイト http://patent.scourt.go.kr/patent_e/index.html

説明者

2 について

法院長 (Chief Judge) 崔恩洙 (Eun-Soo, Choi)

3 について

特許課長 キム・ヨンボク、特許係長 シン・サンチョン

4 について

判事 (Judge) Taeil Park

5 について

判事 (Judge) Taeil Park、判事 (Judge) Kim, Byoung-Sik

参与官 (Clerk of Court) Ji, Hae-Young、事務官 (Chief Secretary) Baik, Yong-Hee

1 韓国特許法院について

韓国特許法院 (Patent Court of Korea) は、知的財産庁 (日本の特許庁に相当) の特許、実用新案、意匠、商標に関する審決に対する取消訴訟及び農林省に属する種苗保護廷の種苗に関する審決に対する取消訴訟を管轄する裁判所である。産業財産権に関する侵害訴訟は取り扱わない。産業財産権に関する侵害訴訟は、通常裁判所の管轄事件とされ、通常裁判所において審理される。

特許法院は、上記事件の第一審裁判所であるが、高等裁判所レベルの裁判所とされている。特許法院の判決に対する上訴は最高裁判所に対して行う。

以上のことから、韓国特許法院は、日本の知的財産高等裁判所に相当するものであるが、審決取消訴訟のみを扱う裁判所であるといえることができる。

2 崔恩洙 法院長からの挨拶

崔恩洙法院長から歓迎の挨拶及び概要説明を受けた。

特許法院では約 90% が電子訴訟となっている。審決取消訴訟を扱うので、弁理士の代理が多い。特許法院の裁判官は高裁判事の資格である。知的財産庁からの調査官もいる。

電子訴訟事件で最高裁判所へ上告があった場合、事件は電子的に最高裁判所に移送される。移送されるといっても、電子的にその通知がいくだけであって、記録が動くわけではない。

日本の裁判官が約 2 週間前に特許法院を訪問し、電子訴訟の話を聞いていった。

3 電子訴訟受付事務

キム・ヨンボク特許課長とシン・サンチョン特許係長から、電子訴訟の受付事務の説明を受けた。

2010年4月から電子訴訟による受付を行っている。訴状、答弁書、準備書面など電子的に提出が可能となっている。

事件の受付は、電子的に行われる場合と紙によって行われる場合の2とおりがある。

訴状を電子的に提出する場合、原告はホームページを通じて、画面に必要情報を入力して、訴状を提出する。どのような書類を提出するか書類リストは原告がホームページ上で作成する。書類としては、訴状、訴訟委任状、審決書送達証明書、法人登記簿謄本である。

PDFファイルで提出される。訴訟委任状、法人登記簿謄本も後で原本を提出する必要はない。

訴訟費用の納付は、VISA、Masterなどのクレジットカード払い、口座への送金による支払いが可能となっている。

このように自動的に電子受付がなされる。その後、受付担当者が形式的な審査をした後、担当裁判官に事件が配点される。

電子訴訟となると、裁判所の記録は電子的に作成される。相手が紙で出した場合でも、裁判所の事務官がそれを電子化する。まず、どのような書類が何枚あるかの情報をコンピューターに入力する（目次作成）。その次に、提出された書類をスキャナーでスキャン（カラー）する。スキャンが正しく行われたことを、目次と照合して確認した後、事務官が電子署名をして、記録は担当部に送られる。

4 法廷

法廷において、Taeil Park 判事から説明を受けた。

2010年4月から電子訴訟がはじまり、知的財産庁や国家機関は電子的に書類を提出することが義務づけられている。

電子化された記録は、法廷で、原告、被告、裁判官と傍聴人が、法廷のスクリーンで、審理中に見ることができる（大きなスクリーンに操作画面が映し出された。）。

画面の左欄が書類目次で、原告提出書類は赤、被告提出書類は青、裁判所が手続的に作成した書類は黒となっている。見たい書類を選択すると、右側中央にその書類が映し出される。頁をめくっていくことができる。拡大縮小も可能である。2頁を一度に画面に映すことも可能である。法廷での審理時間は、従来に比べて長くなった。物を証拠調べするときは参与官が記録をつくる。

5 質疑

法廷から移動後、Taeil Park 判事、Kim, Byoung-Sik 判事、Ji, Hae-Young 参与官、Baik, Yong-Hee 事務官とテーブルを囲んで質疑応答が行われた。

電子訴訟でよかった点は、記録をいつでもどこからでも見ることができるということである。

紙だと、保管している場所に行かなければならず、また、他の人が使っていると順番を待たなければならぬ。また、電子記録は見たい書類を探すのが簡単である。

電子訴訟で、法廷での審理の時間は長くなった。事件の受付から判決までの時間は変化がないかもしれない。

電子訴訟では、紙の原本は提出されない。ただし、争いがあった場合は、原本を持ってこさせて、法廷で調べる。

判決は100%公開されている。しかし、名前（個人・法人）、住民登録番号、住所（詳細な部分）は消して公開している。理由中にそれらがあっても消す。前月の判決を集めて、判事が消す作業をする。だいたい担当判事がこの作業を行う。判決以外の記録は公開されていない。

参与官の仕事は日本の裁判所の書記官のようなものである。物が証拠調べされる時、写真を撮り、物の形状等の記録をとる。

裁判官は、判決に電子署名をする。特許法院の判事・職員が電子署名をするために、特許法院から電子証明書を与えられている。一般人のものとは異なる。

書類を検討する際、裁判官は、画面上で、書類にマークをしたり、色塗りしたりすることもできる。特許明細書は紙でプリントアウトして試みることができる。

電子訴訟に必要なソフトウェアは、弁護士に特許法院のホームページからインターネットで無料で提供されている。法廷のスクリーンと同じ画面を弁護士も同じように自分のパソコン上に表示させることができる。

代理人席から見た電子法廷（代理人もスクリーン上の表示を操作できる）



第4 韓国知的財産庁

(日野修男)

訪問日時 2011 年 3 月 10 日午後 2 時から午後 4 時

場所 Government Complex, Daejeon Bldg.2, 139 Seonsa-ro, Seo-gu, Daejeon, 302-701, Korea

ウェブサイト

<http://www.kipo.go.kr/kpo2/user.tdf?a=user.english.main.BoardApp&c=1001>

説明者 ヤン・チャンチョ部長、キム・ソンオー副部長、サン・ジンオー副部長、リー・サンドン、ヨン・ソクカン

1 韓国知的財産庁について

韓国知的財産庁（Korea Intellectual Property Office: 略称 KIPO）は我が国の特許庁に相当する機関であり、韓国の知的財産庁における電子審判・電子出願制度の概要について説明を受けた。

2 知財庁の審判廷の概要

最初に口頭審理が行われる審判廷に案内され、審判制度の概要について説明を受けた。審判廷は2つの小審判廷と1つの大審判廷から構成される。

口頭審理となる審判は年間約 650 件である。特許・商標・意匠の3法とも口頭審理の対象となる（日本では商標・意匠は書面審理）。審判制度は、審査系と当事者系に分けられ、知的財産庁が行った審査の結果に対する不服手続である。審査系は拒絶査定不服審判であり、当事者系は無効審判である。韓国においても特許異議等の異議制度は廃止されたので、当事者系の審判は無効審判だけである。

審査系の拒絶査定不服審判は年間約 1 万件あり、書面審理で行われ、そのうち 95%以上がオンライン手続で行われる。当事者系審判である無効審判は年間 1500～2000 件あり、そのうち 95%以上はオンライン手続で行われる。

3 「特許訴訟」の電子手続の説明

韓国における「特許訴訟」は侵害事件を含まず、また、特許だけでなく商標・意匠を含む審決取消訴訟を意味し、日本における概念と異なるので注意が必要である。「特許訴訟」すなわち、審決取消訴訟は、特許法院に対して、拒絶査定不服審判と無効審判の結果である審決の取消を求める訴訟である。前述のとおり、拒絶査定不服審判も無効審判も 95%以上オンライン手続にて行われており、特許訴訟をオンライン手続、すなわち、電子手続で行うことについては抵抗感少なく受け入れられた。（KIPO 担当者の見解）

2010 年 4 月 26 日から特許訴訟に電子裁判が開始し、それ以後約 1 年間に 187 件の特許

訴訟を受訴しそのうち 167 件が電子手続を選択し、90%が電子手続で進められた。

電子手続の効果として、答弁書・準備書面の提出が簡便であること、上告の際、特許法院から大法廷への書類の移転が瞬時になされる。実際には同じサーバーに記録されたデータを大法廷が見るということになる。なお、上告の手続も電子手続でなされる。

4 質疑

質問 裁判手続を電子化することのメリットは何か。

回答 特許訴訟の事務処理が効率化しただけでなく当事者にとっても利益になった。

質問 電子手続で裁判の公開はどのようになったか。

回答 裁判の公開の基準と電子手続とは関係がない。裁判の公開の基準は電子手続を採用するかどうかに関係がない。

質問 特許訴訟での公開の基準はどうか。審決の公開はどうか。審決で公開されていると審決までたどると特許訴訟の当事者名も判明するのではないか。

回答 当事者の個人の氏名や住民番号、住所のうち詳細な部分は非公開である。審決は発明者の氏名・住所も含めて公開である。従って、審決まで見れば当事者の個人情報も把握できることになる。

質問 電子手続を採用した場合に紙は保存するか。

回答 電子手続の場合には紙は保存していない。紙が提出された場合は5年間の保存義務があるのでその間保存する。電子手続では保存の期限がない。

書記官席（電子機器が備えられている）



第5 ソウル弁護士協会

(樋口一夫)

訪問日時 2011年3月11日 午前11時

場所 ソウル弁護士会館 1718-1, Seocho-dong, Seocho-gu, Seoul, 137-885, Korea

ウェブサイト <http://www.seoulbar.or.kr/>

説明者 OH, Wook Hwan 弁護士会長、及び、李厚東弁護士

1 電子訴訟法の導入について

弁護士会に対しては、事前にシステム内容など相談はなかった。裁判所の方で内容を決めてきたので、事前に意見を言う余地はなかった。

裁判所については、特許法院の方が積極的に推進した。

特許審決取消訴訟や無効審判事件などでは、2010年4月から導入されているが、2011年5月からは、一般民事事件に導入される。特許事件をやったことのない多くの弁護士は導入への情報が不足している状況である。その内容を詳しく知る弁護士は少ない状況であり、対応に苦慮しているのが現状である。

IT化は裁判所が先行し、弁護士会や検察庁はIT化が遅れているという感じである。

電子訴訟事件が強制されているわけではないことは評価できるが、当面その利用は全事件の半数以下になるだろう。電子訴訟のメリットとしては、そのスピードの問題や書類提出等の省力化などのメリットがあることは認識している。

2 問題点

その際に指摘された問題点は以下のとおりである。

(1) 今回の導入は、現在の最高裁長官の任期中の実現という目標があり、やや急ぎすぎではないか。

(2) 特許の審決取消訴訟などと違って、一般民事事件ではその複雑さから問題がある。この事件処理に慣れるのには2・3年はかかると思われる。

(3) 電子認証による電子署名については、致命的問題点がある。韓国での電子署名は、既に施行されている電子署名法に基づく公証認証制度が導入され、一般に銀行取引で必須のものとなっているので大半の国民がこの制度を利用している。今回の電子訴訟システムは、この公証認証制度による電子署名を利用することを前提としている。しかしながら、訴状の提出や書類の提出等は弁護士事務所の事務職員の業務であり、この作業をするとすると、事務職員に金融機関などで使える電子署名をゆだねることになり大きな問題となっている。

裁判所は公務員が使用する独自の電子署名を有しておりこれを使うので問題がない。しかし、弁護士がこのままだと困ってしまう現実がある。そこで、裁判所は、郵便局などで発行する電子訴訟のみを目的とする別の電子署名による認証制度を検討中であり、2011年5月の実施に向けて整備を進めているとのことであった。

(4) セキュリティの問題がある。

韓国ではD-D O S 攻撃 (Distributed Denial of Service: ウイルスを介在して、特定サイトへの集中アクセスにより当該サイトのサービスを不能にする) などがあり、そのセキュリティには大いに問題があると思う。システムの停止に関する規定も存在しているが、システムダウンという意味では、何が起ころかわからないので心配である。

(5) スケジュールに追われる可能性はある。

書類の提出や訴訟の進行などがスピーディに行われる結果、書類がすぐに送達されるなど、弁護士はスケジュールに追い回される可能性があり、負担が増大することが予想される。

電子手続のパソコン画面



第6 金・張法律事務所 (Kim & Chang)

(日野修男)

訪問日時 2011年3月11日午後2時から午後4時

(説明の途中午後3時に仙台弁護士会から参加された崔弁護士に仙台から地震の報が届き、日本との連絡等で説明がしばしば中断された。)

場所 Seyang Building, 223 Naeja-dong, Jongno-gu, Seoul, 110-720, Korea

ウェブサイト <http://www.kimchang.com/>

説明者 金容甲 (キム・ヨンカップ) 弁護士他

1 金・張法律事務所 (Kim & Chang) について

金・張法律事務所 (Kim & Chang) は、韓国弁護士、外国資格弁護士、会計士、税理士、弁理士その他各種専門職 650 余名を擁し、16 階建て本部建物他 7 つの建物に、知財部門の他ほぼすべての法律サービスを網羅する韓国最大の法律事務所である。今回日弁連の訪問に対応していただいたのは、日本に留学・在留経験があり日本語が担当で、知財が専門で、電子手続の第 1 号事件を担当した金容甲 (キム・ヨンカップ) 弁護士から多くの説明を受けた。

2 電子手続について

電子手続の手続は基本的には事務員のレベルの問題であり、弁護士の本来の業務が変わるわけではない。電子手続の証拠を電子化するという作業が必要となるが、これも基本的には事務員の作業分野である。裁判の準備書面の内容や主張が変わるわけではない。民事手続全般について 5 月から施行され、全国の裁判所において、電子手続を担当する部を特定してそこで電子裁判が始まる。まだ、いくつか解決すべき問題が解決されていない。主な点は以下の 3 点である。

- (1) 電子手続では電子認証が必要である。紙の書類の印鑑に相応するもので、紙の書類で印鑑が必要なものは、電子手続で提出する場合は印鑑に代えて電子署名を付ける。紙の手続で裁判所に提出する場合、弁護士は、通常、印鑑を事務員に預けて事務員が弁護士の職印を押捺する。電子手続に必要な電子署名を事務員に預けると、印鑑以上の機能があり、事務員はそれを使って弁護士の金融取引記録やショッピングの履歴など電子署名によって処理される電子記録をすべて閲覧することができ、弁護士のプライバシーまで知ることとなる。これでは都合が悪いので、裁判手続だけの用途に制限した電子署名を発行してもらいたいと考えている。日弁連からの情報ではそのように改善されるということであり安心した。
- (2) 電子手続で訴状を送付する際、電子書類の受領確認の手段として、固定電話や携帯電話、電子メールなどで受領確認通知を受ける手段を指定する。この際に、携帯電話での受領

確認通知を希望すると、相手方にも携帯電話の番号が知られることになる。相手方弁護士、相手方当事者にも自分の携帯電話番号が知られることになり、悪用されないか懸念がある。受領確認通知する携帯電話を相手方に知られないような配慮が欲しい。

- (3) 電子手続を行っている途中で、パソコンの動作が止まる、あるいは、異常な動作のため、パソコンを再起動すると次のステップに移行してしまうことがある。パソコンの動作が異常になった場合の対応をしっかりともらいたい。また、電子手続ではいくつかのプログラムを実行することになるがその際に旧バージョンが実行されることがある。バージョンアップに反映して欲しい（やや意味不明）。

3 質疑

質問 電子手続になったことで、判決文の公開方法などが変わったということはあるか。

回答 判決文の公開の基準には変化はなく同じである。電子手続で判決が公開されることはない。当事者代理人は記録を見ることができる。個人情報や営業秘密などは申請したらマスキングをしてもらえる。大法廷判決は公開されるが個人情報などは消して見えないようにしてある。

質問 電子手続で不便なことはあるか。

回答 電子署名を採用する結果、事務員が電子署名をした文書は、その事務員でなければ修正できず、弁護士が修正できないということがある。電子署名という厳格な本人確認を採用したためであり電子署名を採用する以上そのようになる。

質問 電子手続で便利になったことはあるか。

回答 従来は音声やビデオは検証という方法であったが、音声データ、ビデオデータは、書証として扱われるので、簡便な証拠調べとなる。また、紙を使わないので、当然ながら郵送などの時間がかからない。電子手続を採用しない当事者へは従前どおり、紙ベースでの手続となる。その費用も裁判所が負担する。裁判所は事務の効率が図られる。訴訟資料の保管が便利になった。現時点では電子手続の事件についても紙でも保管しているが、そのうち紙は要らなくなるだろう。

質問 特許法院の法廷で、左に提出書類リスト、それをクリックして右に大きく書類を表示させることができる画面を見せられたが、裁判所と同じ画面を表示するソフトウェアが弁護士にも提供されているか。

回答 現時点では、特許法院と同じような画面を表示するソフトウェアは裁判所から提供されていない。

第7 韓国電子裁判視察を終えて

(日野修男)

電子裁判の目的について、韓国電子裁判担当のリー部長判事は、「国民の司法アクセスの向上が第1である。国民に身近なインターネットを使って裁判ができるようにした。」と語った。電子手続は裁判所や弁護士の事務効率の向上に視点が当てられがちであるが、司法を利用する国民の利便向上に視点が当てられている。2010年4月26日から特許訴訟について電子裁判が開始したが、開始から約1年間に187件のうち167件、約90%が電子手続で進められた。

コンピュータ委員会ではこれまでに、世界で最初に電子裁判手続を開始したシンガポールや、電子裁判手続を採用したアメリカの複数の州を視察した。2004年のシンガポール調査では一挙に電子裁判を強制したため弁護士会や法律事務所からの評価は極めて低かった。米国の裁判所の組織 NCSC（州裁判所ナショナルセンター）が開催した“e-Court 2006”のコンファランスでは、裁判所関係者から電子裁判の強制化を懸念する意見も聞かれた。

この点、韓国の電子裁判制度は電子裁判手続を一律に強制するものではない。国や地方公共団体が被告となるときは、国や地方公共団体は電子裁判手続を強制されるが、これが唯一の強制である。一方当事者が電子裁判手続を選択すると電子裁判手続に移行するが、その場合でも紙での手続きを望む当事者は、紙で提出し紙で書類を受け取ることができる。裁判所は裁判所の負担で紙の書類を電子化する。長期的に電子化を進めることのメリットが、紙の手続きによるコスト（事務処理コスト・保管コスト）を上回ると判断したのであろう。電子裁判は訴訟だけでなく、破産、執行、保全、家事事件など、刑事以外のすべての司法分野が対象である。韓国裁判所は、ひとたび電子手続を経験した当事者は紙の手続きには戻らないとの自負がある。電子手続を一挙に強制しなくとも、いずれ裁判手続は電子化すると考えているようだ。コピー技術の発達により印鑑証明のセキュリティがもはや低くなったという事情から印鑑登録・印鑑証明制度を廃止し電子認証への移行が道程に上がっている。紙での裁判から、電子認証による電子裁判手続への移行はこのような事情も背景にあると考えられる。

韓国の裁判所が、電子裁判手続の実現のため巨額の費用（具体的な数値は聞けなかった）をかけたことは間違いない。今回の視察で、韓国の裁判所は電子裁判手続のシステムを新興国へ輸出することも考えているとの話も耳にした。話題は跳ぶが、近年、ドイツは裁判所法を改正しドイツ国内の裁判所において英語の使用を認めたと聞く。ドイツから流出する英語圏の事件をドイツ裁判所にて審理ができることを図ったものだそうである。新幹線や水道事業のインフラの輸出の話はあっても、わが国の裁判所には電子裁判システムを開発してそれを輸出するという発想もない。裁判言語に英語を採用して英語圏の事件もわが国で審理できるようにするとの発想もない。韓国の裁判制度の改革見て、日本の司法はいつまでも井の中に止まっている時代ではないと思った次第である。

以上

付録1 韓国電子裁判手続法施行関連大法院規則（案）

2010. 3. 25 民事審議官（允）から

1 経過及び日程

■2010. 2. 26. 「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」（以下「法」）
国会の本会議通過

■関連大法院規則制定が至急必要

2 規則の基本方向

■規則で定める事項

●法が委任する事項、法院と訴訟関係人に規範的効力を付与する必要がある事項その他
電子訴訟を実施するために必須的に要求される事項だけ規定

●より細部の事項は例規である「特許訴訟における電子文書利用等に関する運営指針」
を、別途、制定して規定する予定

■規則で定める訴訟手続の範囲：電子訴訟施行時期に関連

●法は付則で訴訟種類別、法院別適用時期を大法院規則に委任

●規則第31条で訴訟種類別適用時期を規定する。

－2010. 4. 26. 特許本案訴訟

⇒2011. 5. 1. 民事本案事件の示範（模範的に）実施

⇒2012. 1. 1. 民事本案事件の全体及び特許民事申請事件

⇒2012～その他の訴訟手続

●試行錯誤を避けるために特許本案訴訟に適用される規則だけをまず、制定して、他の
訴訟手続別の適用時期は、別に、規則を制定する。

付録2 韓国電子裁判手続の概要

（崔信義訳）

1 電子訴訟の流れ（電子訴訟規則（案）の主要な内容）

使用者登録

△使用者登録をして電子訴訟が可能となる（規4）

△知的財産庁等の国家機関は義務的に使用者登録（規19③）



訴状の作成・提出

△登録使用者は、訴状を電子文書として提出することができる（規10①）

△電子訴訟方式の手続き進行に同意する



訴状の受付・配当（配点）

△システムに登載されるなら受付したものと見て、受付の事実を電子郵便と文字メッセ

ージで通知（規16）

△紙の記録が造製されていないので、配点裁判部に電子的に移管される。



訴状副本の送達

△電子訴訟による手続き進行にあらかじめ同意した登録使用者には電子的送達（規18、送達する）

△その他の場合には出力書面（출력서면）を送達（規21）



答弁書提出

△被告が使用者登録をすれば電子文書の提出が可能

△電子文書提出時のホームページの広告によって分量・文字の大きさ・線の間隔等を制限することができる（規13①）



記録検討・事件分類

△スキャンによって判読が不可能な場合の補完を命じることができる（規12）

△システムに登載可能なファイル形式は単語検索が可能なファイル形式で指定



電子的口述弁論

△裁判長の許可を得て準備書面にマルチメディア資料を包含させることができる（規10②）

△証人・鑑定人・専門審委員・被嘱託機関も使用者登録可能



電子的証拠取調べ

△電子文書をシステムに搭載して提出する方法で証拠の申立

△文字、図面等が入った電子文書は画面に出力する方法で、音響・映像等が入った電子文書は聴取・視聴する方法で取り調べ



判決の宣告

△電子文書によって作成した後、司法電子署名をすとか、紙文書で作成した後電子文書として変換（規9③）

△電子的に送達された判決正本を出力すれば製本の効力（規27③）



電子的記録管理

△法院の外のコンピュータを利用した閲覧・出力・複製、法院内のコンピュータである場合にも閲覧は無料（規28）

△電子ファイルとして保存され、補完措置をする（規31）

2 韓国電子裁判手続法の概説

(崔信義訳)

1 使用者登録 (4 条から 8 条)

☐ 概要

- 電子訴訟をする場合、使用者登録は必須です (規則 4)
- 原告が登録使用者なら、電子的に提訴することができる。
- 被告が登録使用者である場合、1 年の期間を定めて事前に包括同意をすれば訴状副本から電子的送達を受けるようになり、上記包括同意がなければ、訴訟副本の送達を受けた後に電子訴訟に同意することによって電子訴訟が進行。
- 特許事件の主たる被告である知的財産庁等の国家機関は義務的に使用者登録をしなければならない (規則 4③、15、19)

☐ 使用者登録方法

- 電子訴訟ホームページで個人会員、法人会員、代理人会員、法務士会員として区分して登録 (規則 4 ①)
- 当事者以外に承認、鑑定人、事実照会の被嘱託機関等も使用者登録をして電子的に文書提出可能 (規則 3,18②)
- 登録使用者は他の仕様車を送達受領人として指定することができ、その者に電子的送達を実施 (規則 4 ⑥)
- 訴訟代理人の選任、解任、訴訟承継、当訴訟を遂行する者が変更された場合使用者登録を命ずることができる (規則 4 ⑧)。

☐ 使用者登録の撤回・抹消等

- 使用者登録は撤回することができるが、電子訴訟として事件が進行中の場合には、裁判長の許可がある場合に撤回できる (規則 6)。
- 使用者登録の違法な使用等がある時には時には、法院行政処長はまず使用を一時的に停止して、事由の把握後に登録抹消することができる (規則 7)。

2 電子文書の作成・提出 (3 条、9 条～17 条)

☐ 電子文書の提出

- 登録使用者は訴訟書類を電子文書として提出することができる (規則 10①)。
- 登録使用者が電子訴訟の方式の手続進行に同意すれば、紙の書類を提出することはできず、電子文書に変換して提出しなければならない (規則 11①)。

☐ 作成・提出方式

- 電子訴訟ホームページで要求される、人的事項・請求の趣旨当の一定の事項を空欄を埋める方式で記載し、その他の事項は文書ファイルをシステムに添付する方式で作成 (規則

10①)。

- 電子署名をして登録すればシステムに記載される時に受付されたものとして見て（法 9）、受付事実を電子郵便及び文字メッセージとして通知する（規則 16）。
- ファイルの形式は原則的に P D F で変換しなければならないが、システムが提供する変換器を使用する場合、P D F 変換と同時にテキスト情報とともに保管されて検索機能が可能（規則 13①）。
- ホームページの公告を通して電子文書の文字の大きさ、線の間隔、分量、余白等を制限することができる根拠規定を置く（規則 13①）：準備書面の分量制限の手段として機能することができるようにする。
- 紙になっている証拠書類（契約書等）は、スキャンして登録しなければならない（規則 11）。
- スキャンして変換された電子文書の判読が不可能な場合等には相当な期間を定めて補完を命じることができ、これに応じない場合当該書類は提出されないものと見る（規則 12）：答弁書・準備書面の提出（民事訴訟法 256,273 条）、書証の申請（民事訴訟法 343 条）等の効力が発生しない。

□ 共同提出者

- 数人の使用登録者が文書提出時、その中の一人が他の共同名義者を指定・入力しながら提出が可能ないようにして提出の便利を図る
- ただし、相手方が異議を提起する場合、残りの共同名義者の意思を証明するようにする（規則 10③）

□ 例外：紙文書として提出することが可能な場合

- やむを得ない場合には、電子文書で提出しないことができる例外を規定。
- ① システムに障害が発生した場合、②電子ファイル化が困難な場合（書籍等）に大別される（規則 14）

3 電子的送達・通知（18 条～22 条）

□ 電子的送達の方式

- 電子的訴訟システムの公示送達箱に送達する書類を搭載して、その搭載の事実を、送達を受ける者に電子郵便等で知らせる方式である。
- 登載された電子文書を確認した時に送達されたものとみて、確認しない場合には、通知後 1 週間が経過した時に送達されたものと見る（法 11④）。
- 電子郵便の外に携帯電話の番号の文字メッセージと共に、伝送するようにして、送達・通知の確実性・迅速性を図る（規則 18⑤）。

□ 電子的送達を受ける者

- 電子訴訟による手続進行に同意した登録使用者には電子的に送達・通知をすることができる（規則 18①）。
- 国家・地方自治団体、特許事件と関連した行政庁、特別法によって設立された公法人は電子的送達が可能ないように使用者登録を強制される（規則 19）。
- 使用者登録をした証人・鑑定人・専門審理委員・被嘱託機関等にも電子的送達が可能。ただし、送達通知後の 1 週間の経過によって送達がみなされた商人には不出頭の制裁を加えることはしない（規則 18②、③）。
- 送達代理人がいる場合には、訴訟代理人に（法 11②）、送達受領人がいる場合には送達受領人（規則 18④）に送達する。

□ 出力書面の送達等

- 電子訴訟システムや、送達を受ける者の情報通信網の障害が発生した場合等には出力した書面で送達（規則 21①）
- 電子訴訟システムの障害で送達文書の確認が不可能な場合不変期間の計算に特例を置く（規則 20）
- 電子的に送達を受けた文書はシステムに接続して出力が可能（規則 18⑥）

4 電子的証拠調べ（23 条～26 条）

□ 証拠申請

- 原則：特許電子訴訟システムを利用して電子文書を提出する方式又は、電子文書の所持者に提出するように命じることを申請する方式（規則 23①）
- 例外：電子訴訟に同意しない場合、電子訴訟システムに障害が発生した場合、法律上保護される営業秘密である場合等には自己のディスクに入れ得て提出（規則 23②）
- 数個の紙文書をスキャンして電子文書で提出する場合、2 種類の提出方法を規定（規則 23③）

－文書の数だけ数個の電子文書として変換して提出する方法

－各文書ごとに証拠番号を表示して、それに関する目録を添付した後、文書を合わせて 1 個の電子文書として変換して提出する方法

- 電子文書の証拠申請時の必須的署名事項（規則 23④）

－文字情報に関する電子文書は電子文書の名称・作成日（紙文書を電子文書で変換して提出する場合には変換前の原本の作成者と作成日）

－音声・映像情報に関する電子文書は録音・録画の対象と主題、日時・場所

□ 証拠の取り調べ

- 文字等の情報を入れた電子文書（規則 24）

－画面を閲覧する方法ですが、必要な場合、検証・鑑定の方法で取調べる

ー電子文書として変換された証拠である場合、原本の存在・内容に異議がある時には、返還前の原本を閲覧する方法で行う。

ー モニター当装備しようが困難な場合には出力文書として証拠取調べ

● 音声・映像情報を入れた電子文書（規則 25）

ー音声・映像を聴取・視聴する方法ですが、必要な場、検証・鑑定の方法で取調べる

● 証人宣誓書の作成の特例（規則 26）

5 電子的閲覧（27 条～28 条）

□ 閲覧等の方法

● 電子訴訟に同意した当事者は電子訴訟システムに接続した後、ホームページで内容を確認し、あるいは、書面に出力し又は複製することが可能（規則 27①）

● すべての当事者は、法院に出席して法院のコンピュータを通して記録閲覧及び書面による出力が可能、正本で送達された場合、これを出力した書面は正本として効力がある（規則 27②、③）。

□ 電子的閲覧の手数料

● 記録の閲覧・出力、出力書面の交付、複製に対する手数料を定める（規則 28①）

● 該当事件の当事者・代理人が自分のコンピュータで閲覧・出力・複製する場合、法院が提供するコンピュータによって閲覧だけする場合は、手数料は免除（規則 28②）

6 電子的納付（30 条）

□ 電子的納付方法

● 印紙額、送達料（文字メッセージ伝送費用含む）、その他訴訟費用をクレジットカード及び口座振り込み方法で納付することができる（規則 30）。

□ 利用手数料

● 電子訴訟システム利用手数料は民事訴訟費用法に従って訴訟費用とする（規則 30①）

● 印紙額、送達料、その他の費用に 0.035 を乗じた金額の範囲内で電子訴訟ホームページに公告（規則 30②）

● 印紙代の引き下げ法案の検討：「民事訴訟等印紙規則」による訴価（訴額）を 3～5 % 引き下げる法案

7 電子的管理（17 条、29 条、31 条）

□ 全面的電子訴訟化

● 特許事件の場合には当事者が電子訴訟に同意しない場合にも提出された紙書面を法院がすべて電子ファイル化してシステムに登載する（規則 17）

□ 電子的利用の管理

- 担当法官と法院職員はシステムに関する使用権限を持って記録を閲覧・出力、検索、入力等をする（規則 31）

→具体的な使用方法とか活用法案等は例規で詳細に規定する予定

- 上訴が提起されると記録送付の代わりに、上記の使用・管理権限を上訴審法官と法院職員に引き渡す方法（電子的移管）によって記録送付をする（規則 29）

8 参与事務官当の業務の変化

□ 増加する業務

- 紙文書をスキャンして電子文書として返還する業務⇒特許訴訟では紙文書で提出する場合が稀だと予想される。
- 電子訴訟手続に対する質問電話の案内業務⇒コールセンターの運営必要。

□ 軽減される業務

- 文書の接続・送達業務：訴訟書類がシステムを通して電子文書として受付され、受付事実の確認及び送達・通知業務が電子的になされる。
- 記録の閲覧・複写・保存・移管業務：記録が電子的に管理されることによって、記録運搬・送付の不便がなくなり、記録複写のために当事者が法院を訪ねることが減少する。

韓国大法院大法廷前にて

